

令和6年能登半島地震を踏まえた対応

内閣府(原子力防災)

1. 島根地域の緊急時対応について

(参考資料1参照)

令和3年7月30日、島根地域原子力防災協議会において取りまとめ、原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であることを確認。

令和3年9月7日、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議において了承。自然災害等により避難計画で避難経路として定めた道路が使用できない場合の対応や家屋等での屋内退避が困難となった場合の対応を定める等、自然災害との複合災害を想定した内容。

2. 令和6年能登半島地震に係る志賀地域における被災状況調査について

(参考資料2参照)

令和6年1月1日に発生した能登半島地震に関して、内閣府(原子力防災)では、志賀原発に係る原子力災害対策重点区域(原発から約30km圏内)の被災状況の調査を行った。

3. 今後の対応について

上記2の調査結果に加えて、令和6年能登半島地震に係る政府全体における災害対応強化の動向(参考資料3、4参照)を踏まえつつ、原子力防災対策の一層の強化を図ることとしている。現時点において検討している主な内容を以下の通り。

- ・避難円滑化のための取組み

 - 関係省庁と連携した道路等インフラ整備

 - 緊急時避難円滑化事業の推進

- ・屋内退避を実施するための環境整備

 - 放射線防護対策事業の推進

 - 孤立化の恐れがある地域に所在する指定避難所において屋内退避を実施するための環境整備(備蓄物資の増強等)

- ・国、自治体等において災害対応に当たる要員の能力の一層の向上

 - 大規模な自然災害との複合災害を想定した訓練、研修の一層の充実